

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項及び第二十七条の十六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項の表管工事施工管理の項の次に次のように加える。

電気通信工事施工管理	電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
------------	---

第二十七条の三第三項中「技術検定」の下に「（建築施工管理に係る二級の技術検定にあつては、実地試験に限る。）」を加える。

第二十七条の五第二項第二号中「管工事施工管理」の下に「、電気通信工事施工管理」を加える。

第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項中「、土木施工管理又は建築施工管理」

を「又は土木施工管理」に改める。

第二十七条の十第一項の表管工事施工管理の項の次に次のように加える。

電気通信工事施工 管理	一万三千元	一万三千元	六千五百円	六千五百円
----------------	-------	-------	-------	-------

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の建設業法施行令第二十七条の三第三項及び第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項の規定は、平成三十年において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

理由

建設業者における施工技術の向上を図るため、技術検定を行う種目に電気通信工事施工管理を追加する等の必要があるからである。